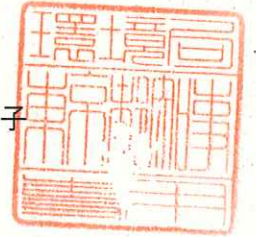




31 環改車第 267 号
令和元年 8 月 2 日

公益社団法人 日本バス協会
会長 三 澤 憲 一様

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子



東京都条例に基づくディーゼル車規制等の周知徹底について（依頼）

平素より東京都の環境行政にご理解ご協力賜り御礼申し上げます。

さて、東京都は平成 15 年 10 月から都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「条例」という。）に基づき、粒子状物質排出基準に適合しないディーゼル車の都内走行を禁止等、各種の規制を実施しています。ディーゼル車規制については、これまで条例の周知や取締りを実施してきましたが、現在に至っても条例の排出基準に適合しない車両の都内走行が確認されています。

来年夏の東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い、選手、支援者や観客等の輸送が拡大し全国各地から非常に多くの車両が都内に流入することが見込まれます。このため改めて東京都の自動車に関する規制について御協会から各都道府県バス協会及び会員に対して周知のご協力をお願い申し上げます。

〈都における自動車に関する主な規則〉

○他の地域で走行可能な車両（自動車 NOx・PM 法に適合した車両等）でも、都条例の排出基準に満たない車両は「都内走行禁止」です。違反した場合には運行禁止命令の対象となる場合もあります。

まず、チラシ裏面の「車検証であなたの車をチェック！」により規制適否をご確認いただき、適合していない場合には指定の粒子状物質低減装置を装着するか適合車両を使用する必要があります。

○自動車等を駐車したときはエンジンを停止すること（アイドリング・ストップ）が義務付けられています。ただし、病気や障害などで配慮が必要な乗客がいる場合や酷暑の中で安全性を確保しなければならない場合などは適応が除外されています。エンジンの停車中は乗務員の健康を確保するために、休憩場所の確保など特段の配慮をお願い申し上げます。

